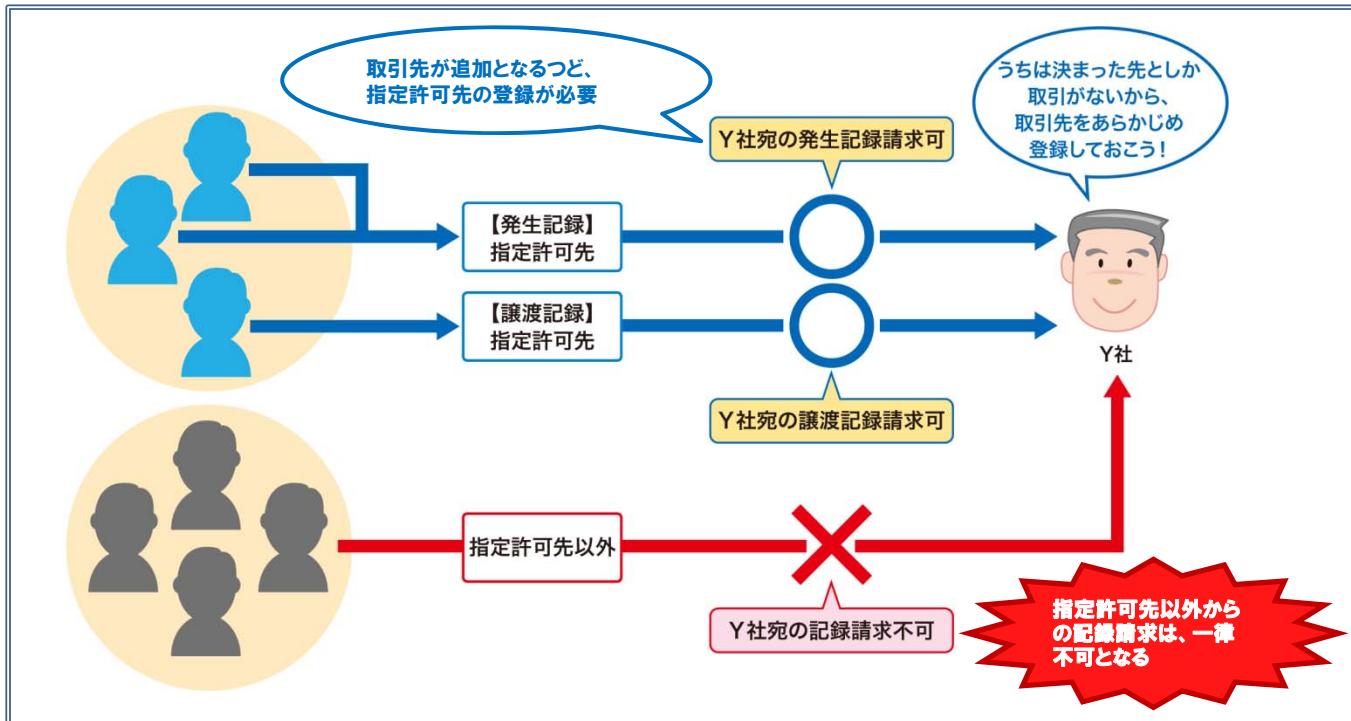


でんさいの指定許可機能



でんさいネットでは、記録請求を受ける利用者さまが、意図しない記録請求を防止し、記録請求の相手方を限定するための機能として、指定許可機能を用意しております（金融機関により取扱いの可否は異なります）。



<指定許可機能概要>

取引先を登録し、登録した取引先（指定許可先）以外の利用者からの記録請求を受け付けないこととする機能です。この機能により、登録した取引先以外の利用者からの記録請求を防止することができます。

※各記録請求における登録者・指定許可先

| 記録請求 | 指定許可の方法 | 指定許可先を登録する利用者 | 指定許可先（取引先） |
|-------------------|----------------------------------|---------------|------------|
| 発生記録 (債務者請求方式) | 債権者が、発生記録請求をすることができる取引先を登録 | 債権者 | 債務者 |
| 発生記録 (債権者請求方式) | 債務者が、発生記録請求をすることができる取引先を登録 | 債務者 | 債権者 |
| 譲渡記録 | 譲受人が、譲渡記録請求をすることができる取引先を登録 | 譲受人 | 譲渡人 |
| 単独保証記録 | 電子記録保証人が、単独保証記録請求をすることができる取引先を登録 | 電子記録保証人 | 債権者 |

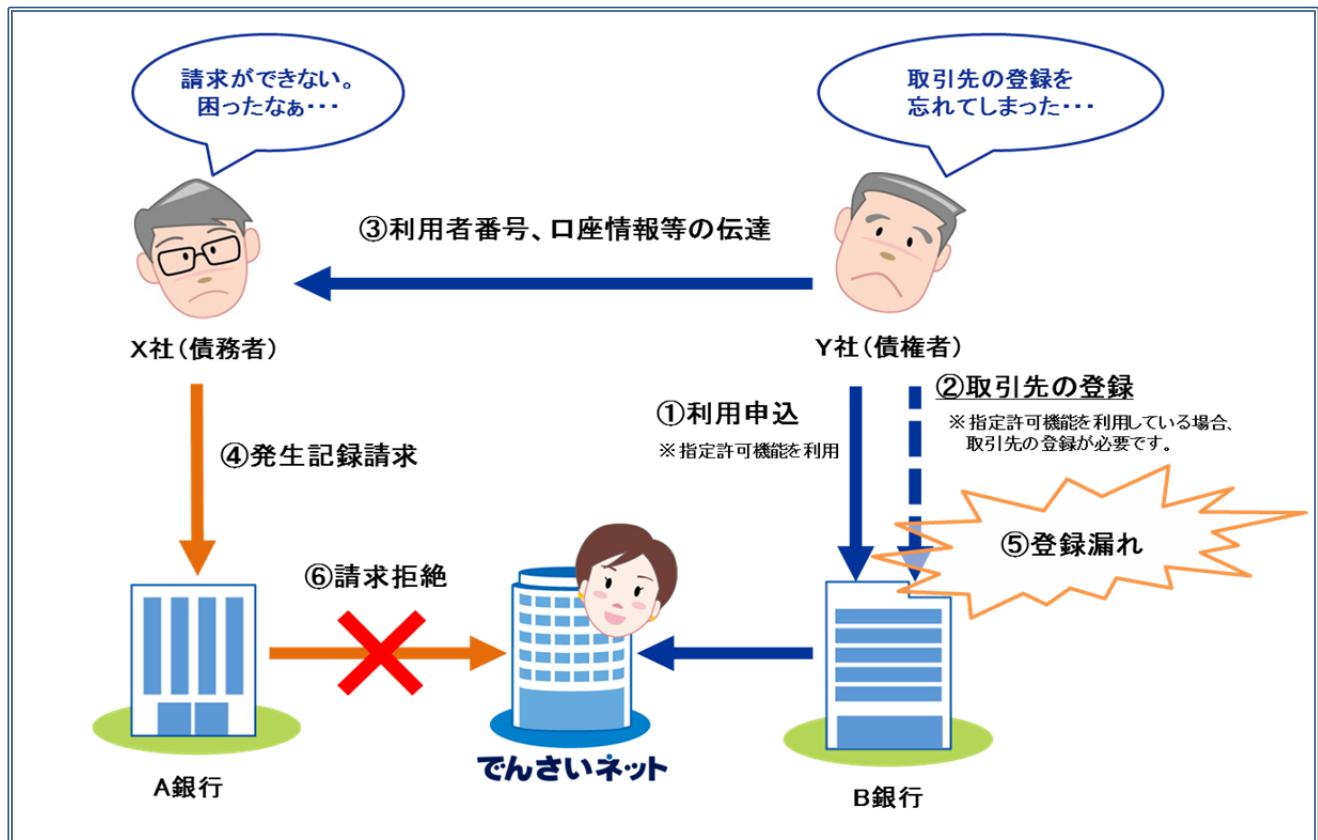
<注意点>

- 取引先による発生記録、譲渡記録等の記録請求の前に、あらかじめ取引先（指定許可先）の登録が必要です。また、新規の取引先については、その都度ご登録いただくことになります。取引先（指定許可先）の登録を失念すると、取引先による記録請求が受け付けられないことにご留意ください。なお、この場合、金融機関所定の手数料がかかることがあります。
- 本機能は利用契約単位で適用されますので、複数の利用契約がある利用者さまにつきましては、利用契約ごとに取引先（指定許可先）の登録を行う必要があります。
- 本機能の取扱いの可否につきましては、窓口金融機関にお問い合わせください。

具体例(発生記録(債務者請求)の場合)

指定許可機能は、意図しない記録請求を拒否する(防ぐ)機能です。本機能を利用する場合、記録請求を受ける利用者さま(「発生記録(債務者請求)」の場合は債権者)は、記録請求を行う取引先(「発生記録(債務者請求)」の場合は債務者)をあらかじめ指定許可先として登録する必要があります。

債務者の登録をしていないと、債務者は、(指定許可の登録がないため)債権者からでんさいの発生が許可されていない取引先と判定され、記録請求が拒否され、でんさいを発生させることができなくなります。



<具体例>

◇債務者請求方式による発生記録の請求の場合

- ① Y社(債権者)は、取引先であるX社(債務者)から、でんさい支払の依頼を受け、B銀行に利用申込を行い、指定許可機能を利用するにしました。
- ② 指定許可機能を利用する場合、Y社(債権者)は、X社(債務者)を、指定許可先として登録します。
- ③ X社(債務者)を指定許可先として登録したY社(債権者)は、利用者番号と、口座情報をX社(債務者)に伝えます。
- ④ X社(債務者)は、Y社を債権者として、でんさいの発生記録の請求を行います。
- ⑤ ここで、実は②で取引先の登録が漏れていたとする…
- ⑥ 発生記録の請求が拒絶され、X社(債務者)は、でんさいを発生させることができません。
- ⑦ この場合、X社(債務者)は、Y社(債権者)に指定許可先として登録してもらい、改めて発生記録の請求を行うことになります。